

所 管 事 項 調 査

目 次

	ページ
1 訴訟の現況について	1～8
2 令和4年度全国学力・学習状況調査結果について	9～10
3 学校給食センター整備運営事業における実施方針及び 要求水準書（案）について	11～15

【別冊】

（仮称）長崎市中部学校給食センター整備運営事業実施方針

（仮称）長崎市南部学校給食センター整備運営事業実施方針

（仮称）長崎市中部学校給食センター整備運営事業要求水準書（案）

（仮称）長崎市南部学校給食センター整備運営事業要求水準書（案）

教 育 委 員 会

令 和 4 年 9 月

令和4年度全国学力・学習状況調査結果について

(1) 調査の概要

ア 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

イ 調査内容

(ア) 教科に関する調査

- 小学校 … 国語、算数、理科
- 中学校 … 国語、数学、理科

(イ) 質問紙調査

- 児童生徒に対する調査 … 学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する調査
- 学校に対する調査 …… 指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する調査

ウ 調査期日 令和4年4月19日(火)

エ 調査実施校数及び児童生徒数

- (ア) 実施校数 103校 (調査対象者の在籍する学校の総数)
(小学校: 67校、中学校: 36校)

(イ) 参加児童・生徒数

- ・ 小学校6年生 2,926人 ・ 中学校3年生 2,660人

オ 調査結果の公表について

- (ア) 「学力調査結果の概要」、「児童生徒質問紙調査結果の概要」、「市全体の平均正答率」、「改善の方向性」についての公表を行う。
- (イ) 長崎市として、個々の学校名を明らかにした結果の公表は行わない。
- (ウ) 各学校は、自校の分析結果を踏まえた改善方策の公表を行う。原則として、数値による公表は行わない。

(2) 学力調査結果の概要(「長崎市及び県・全国の平均正答率」、「全国との差」)

※ 数値単位は、%

		小 学 校 6 年			中 学 校 3 年		
		国語	算数	理科	国語	数学	理科
R4	長崎市の正答率	65	63	63	68	49	48
	県の正答率	64	62	62	68	48	48
	全国の正答率	66	63	63	69	51	49
	全国との差	-1	0	0	-1	-2	-1

- 本市の平均正答率については、調査4項目(小学校:国語、中学校:国語・数学・理科)において全国を下回った。
- 下回っている4項目においては、小学校国語が-1、中学校国語が-1、中学校数学が-2、中学校理科が-1である。
- 昨年度(令和3年度)と比較した結果は次のとおり
 - ・小学校国語、-2から-1となり1ポイントの改善が見られる。
 - ・小学校算数、-1から0へと1ポイントの改善が見られる。
 - ・小学校理科、+1から0へと1ポイント下回った。
 - ・中学校国語、-2から-1へと1ポイントの改善が見られる。
 - ・中学校数学、0から-2へと2ポイントと下回った。
 - ・中学校理科、-1から-1であり変わりはない。

<参考1> 令和3年度の学力調査結果

		小 学 校 6 年			中 学 校 3 年		
		国語	算数	理科(H30)	国語	数学	理科(H30)
R03	長崎市の正答率	63	69	61	63	57	65
	県の正答率	63	68	60	63	56	66
	全国の正答率	65	70	60	65	57	66
	全国との差	-2	-1	1	-2	0	-1

※理科は前回実施年度(H30)の結果

3 学校給食センター整備運営事業における実施方針及び要求水準書（案）について

(1) 趣 旨

本市は、今後の学校給食の方向性として、献立内容の充実、食物アレルギーへの対応及び給食施設・設備の老朽化などの課題に対応するため、既存の学校給食施設の集約化を図り、市内3か所に学校給食センターを建設することとしている。1か所目となる長崎市北部学校給食センターについては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）」に基づき整備し、令和4年1月から供用開始している。

2か所目及び3か所目となる（仮称）長崎市中部学校給食センター（以下「中部学校給食センター」という。）及び（仮称）長崎市南部学校給食センター（以下「南部学校給食センター」という。）についても、PFI法に基づき特定事業として選定するため、実施方針及び要求水準書（案）を策定したため報告するもの。

なお、実施方針及び要求水準書（案）は、PFI法に基づき本市ホームページ上で公表することとしている。

(2) 事業概要

中部学校給食センター及び南部学校給食センターの整備運営事業の概要は次のとおりである。なお、各整備運営事業の実施にあたっては、2か所を一体のPFI事業とするのではなく、それぞれ個別のPFI事業とする。

項 目	中部学校給食センター	南部学校給食センター	参考：北部学校給食センター
事業予定地	川平小学校跡地	香焼本村埋立地	豊洋台教育施設用地
敷地面積	13,163 m ²	7,089 m ²	8,568 m ²
用途地域	第1種住居地域	第1種住居地域	第1種中高層住居専用地域
調理能力・献立数	12,000食/日・3献立	4,000食/日・1献立	8,000食/日・2献立
配送校数※1	小学校26校、中学校10校	小学校8校、中学校10校	小学校20校、中学校4校
延床面積・構造※2	5,809 m ² ・鉄骨造2階建て	2,684 m ² ・鉄骨造2階建て	4,604 m ² ・鉄骨造2階建て
供用開始	令和8年9月（予定）	令和7年9月（予定）	令和4年1月
運営期間	14年11か月		14年7か月
事業方式	PFI手法BT0方式※3		
業務範囲※4	設計業務、建設・工事監理業務、開業準備業務、維持管理業務、運営業務		

※1：供用開始時点の配送校数を示しており、残りの各学校の給食施設の状況や児童生徒数（食数）の推移を見ながら学校給食センターに取り込んでいくこととしている。

※2：中部学校給食センター及び南部学校給食センターの延床面積は、令和3年度に実施した導入可能性調査による想定面積及び構造を示している。

※3：BT0（Build Transfer Operate）方式とは、PFI手法の一つで学校給食センターの設計・建設を行い、本市に所有権を移転した後、維持管理及び運営業務を遂行する方式をいう。

※4：中部学校給食センターの建設・工事監理業務には、旧川平小学校の校舎等の解体工事が含まれる。

(3) 実施方針の概要

ア 目的

PFI 法に基づき、特定事業として PFI 事業を実施する場合、募集に先立って実施方針を策定し、公表する必要がある。また、実施方針において同法で定める次の項目を策定し、公表することで、本市が学校給食センターの整備運営事業について PFI 事業を予定していることを早期に周知するとともに、事業内容等について具体的に示すことで、民間事業者の事業参入のための検討を容易にし、民間事業者からの意見等を聴取することにより、効率性・実効性の高い事業とすることが可能となる。

○PFI 法第 5 条第 2 項で実施方針において策定する項目

- ① 特定事業の選定に関する事項
- ② 民間事業者の募集及び選定に関する事項
- ③ 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項
- ④ 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項
- ⑤ 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項
- ⑥ 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項
- ⑦ 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

イ 基本理念

中部学校給食センター及び南部学校給食センターの整備運営にあたっては、本市の学校給食が抱える課題への対応を図るとともに、集約化により懸念される「栄養教諭の未配置校の増加による食育の低下」、「距離が離れることによる適温給食提供への不安」といったデメリットへの対応や建設予定地の近隣住民への配慮として「騒音・臭気問題への対策」、「交通量増加への対策」等も考慮し、さらに近年の大規模災害を踏まえ災害時の給食センター設備の活用を追加し、本事業の基本理念とする。

基本理念	主な方策
1 安全で安心な給食の安定的な提供	<p>○HACCP (Hazard Analysis Critical Control Point) の概念に基づく「学校給食衛生管理基準」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」の遵守（調理後 2 時間以内の喫食、ドライシステムの導入、作業区域の部屋単位での区分等）</p> <p>○荒天時や機器トラブル等の緊急時においても可能な限りの給食の提供</p>
2 バリエーションに富んだ適温給食の提供	<p>○炊飯設備やスチームコンベクションオーブン等を活用した豊富なメニューの提供</p> <p>○高性能保温食缶等による配食・配送</p>

基本理念	主な方策
3 食物アレルギーへの適切な対応	○専用調理室の設置及び個別容器による配食 ○除去食及び代替食の提供
4 郷土料理等の献立の採用と地産地消の推進	○長崎の郷土料理をはじめ、日本各地や諸外国の料理、まつりや年間行事に合わせた献立の採用 ○安全で新鮮な地元産の水産物・水産加工物・農産物（ながさき伝統野菜など）の積極的な使用
5 学校・家庭・学校給食センターが連携した食育の推進	○見学施設及び研修室の設置、調理員による講話や栄養教諭等による食育指導、ビデオレターや手紙による交流、ICTの活用
6 環境対策を積極的に推進するとともに、近隣住宅等への影響に配慮	○再生可能エネルギー、省エネルギー設備の設置、廃棄物の減量・再資源化、排出ガスの低減に配慮した配送車の導入及びエコドライブによる給食配送に係る環境対策 ○騒音・振動や悪臭の発生抑制及び交通事故や交通渋滞への対策
7 高品質かつ効率的な施設整備と運営	○建設から維持管理・修繕、調理・運営全般に渡るライフサイクルコストの縮減 ○提供食数及び献立方式に応じた作業空間と機能性の確保 ○食器・食缶分離配送方式の導入（配送校によっては一括配送）
8 災害時における設備の活用	○災害時における避難所 ^{※1} としての活用、食糧の備蓄及び炊き出しが可能な施設・設備の整備（中部） ○災害時における食糧の備蓄及び炊き出しが可能な施設・設備の整備（南部）

※1：中部学校給食センターの建設予定地である旧川平小学校においては、体育館が指定避難所となっており、近隣に代替可能な施設がないことからセンター内の多目的研修室を避難所として兼用することとしている。

ウ 募集及び選定に関する事項

(ア) 募集及び選定方法

事業者には、学校給食衛生管理基準に基づく複雑な調理・配送計画だけでなく、高度な衛生管理体制及び食物アレルギー対応が求められる。また、北部同様に住宅地に建設することから近隣住民への特段の環境的配慮が必要となる。このことから、民間事業者の選定に当たっては、民間のノウハウや創意工夫を総合的に評価して選定するため「公募型プロポーザル方式」により行うものとする。

(イ) スケジュール (中部・南部共通)

日 程	内 容
令和4年9月	実施方針及び要求水準書(案)の公表、説明会及び配送校の見学会開催
令和4年10月	実施方針等に関する質問・回答
令和4年12月	【補正予算議案】 特定事業の選定及び公表、募集要項等の公表、説明会及び事業予定地・ 配送校の見学会の開催
令和5年1月	募集要項等に関する第1回質問・回答
令和5年2月	募集要項等に関する第2回質問・回答
令和5年3月	資格審査に関する書類の提出、資格審査
令和5年4月	提案審査に関する書類の提出
令和5年5月	提案審査及びヒアリング等
令和5年6月	優先交渉権者の決定及び公表、基本協定の締結
令和5年7月	仮契約の締結
令和5年9月	【契約議案】 事業契約の締結

(ウ) 参加資格要件における地元企業への配慮

- a 応募者の構成として、本事業に参加する代表企業、構成企業又は協力企業のうち、建設業務を行う者の中に市内企業又は認定市内企業を1者以上、かつ、運営業務を行う者の中に市内企業又は認定市内企業を1者以上含めることとし、地元企業の参画を促す(別冊実施方針12ページ)。
- b 業務実施企業の参加資格のうち、運営業務の調理実績について、地元調理企業でも要件を満たせるよう食数を設定する(別冊実施方針16ページ)。また、地元調理企業及び地元配送企業においては、複数の応募者の協力企業となることを可能とし、受注機会の幅を広げる(別冊実施方針13ページ)。

(4) 要求水準書（案）の概要

ア 目的

要求水準書は、PFI 手法において、本市が民間事業者に要求する最低限満たすべきサービス水準の要件を示したものである。また、PFI 手法では、民間事業者の創意工夫を最大限引き出すため、従来の公共事業における「仕様発注」ではなく、「性能発注」を採用している。そこで、要求水準書においても、各業務の具体的な仕様は必要最小限にとどめることが重要となる。一方で、要求する性能の具体的な要件については、できる限り明確に提示し、本市の意図を明らかにすることが必要となる。

本事業にかかる要求水準書（案）には、安全安心で豊富なメニューを提供できる施設設備の導入や近隣住宅への影響に配慮した設計・建設を行うこと、学校給食センターの機能を維持しその性能及び機能を常時適切な状態に保つよう維持管理を行うこと、配送対象の小中学校への給食（食物アレルギー対応食を含む。）の提供を衛生的かつ安全に調理し効率的に配送することなど、本市の基本理念を踏まえた種々の要求事項を示している。

要求水準書（案）は、必ずしも実施方針と併せて公表する必要はないが、案の段階から早期に公表することにより、民間事業者側において十分な検討が可能となり、より事業に即した具体的な意見等を聴取することが可能となる。なお、要求水準書（案）は、意見等の聴取を踏まえて修正等を行い、募集要項公表時に正式なものを公表することとなる。

イ 北部の主な課題及び要求水準書（案）における改善点

No.	主な課題	要求水準書（案）における改善点	該当ページ
1	・給食が冷めている。 ・配食数に対して食缶が大きい。	・材質及び容量が原因であったため、材質については「ステンレス又は同等以上」とし、容量については「学級規模に応じた容量」とした。	中部：50 ページ 南部：50 ページ
2	・調理後 2 時間以内の喫食ができていない。	・調理後 2 時間の定義を「加熱終了時から喫食を開始するまでの時間」とし、汁物等の配缶開始時刻から給食開始時間の 10 分後までの時刻とすることを具体的に明記し、事業者の作成する作業工程表や配送・回収計画に関して、確実に実施可能か供用開始前に市が確認することとした。	中部：70 ページ 南部：68 ページ
3	・配送員の人員体制が不明確。	・学校敷地内における配送車の誘導やコンテナの搬入搬出時は安全確保のため必ず 2 名以上の体制とするよう明記した。	中部：77 ページ 南部：77 ページ